

横手都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)



平成 23 年 3 月

秋 田 県

横手都市計画区域、平鹿都市計画区域、十文字都市計画区域
及び増田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

横手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

～ 目 次 ～

1. 都市計画の目標	1
(1) 基本的事項	1
1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模	1
2) 基準年及び目標年次	1
3) 都市計画区域位置図	2
(2) 広域都市圏の将来像	3
1) 都市づくりに求められている背景	3
2) 横手広域都市圏の位置づけ、役割等	4
3) 横手広域都市圏の将来像	5
4) 横手広域都市圏の目標	6
(3) 都市計画づくりの基本理念	7
1) 都市計画区域の位置づけ・役割等	7
2) 都市計画区域の将来像	8
3) 都市計画区域の目標	8
(4) 目標とする市街地像	9
(5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針	12
2. 区域区分の有無の決定の方針	13
(1) 区域区分 ^{注20)} の有無	13
3. 主要な都市計画の決定の方針	14
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	15
1) 主要用途の配置の方針	16
2) 土地利用の方針	18
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	24
1) 都市計画の交通施設における決定の方針	24
2) 都市計画の下水道及び河川における決定の方針	33
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	36
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	36
(4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	38
1) 基本方針	38
2) 主要な緑地の配置の方針	40

1. 都市計画の目標

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模

都市計画区域名	都市名	範囲	面積
横手都市計画区域	横手市	行政区域の一部	約 28,018ha

2) 基準年及び目標年次

本区域マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を展望して定めるものとし、目標年次を平成42年とする。ただし、「区域区分の決定の有無の方針」に関する事項についてはおおむね10年後の将来予測を行ったうえで定めるものとし、目標年次を平成32年とする。

1. 都市計画の目標

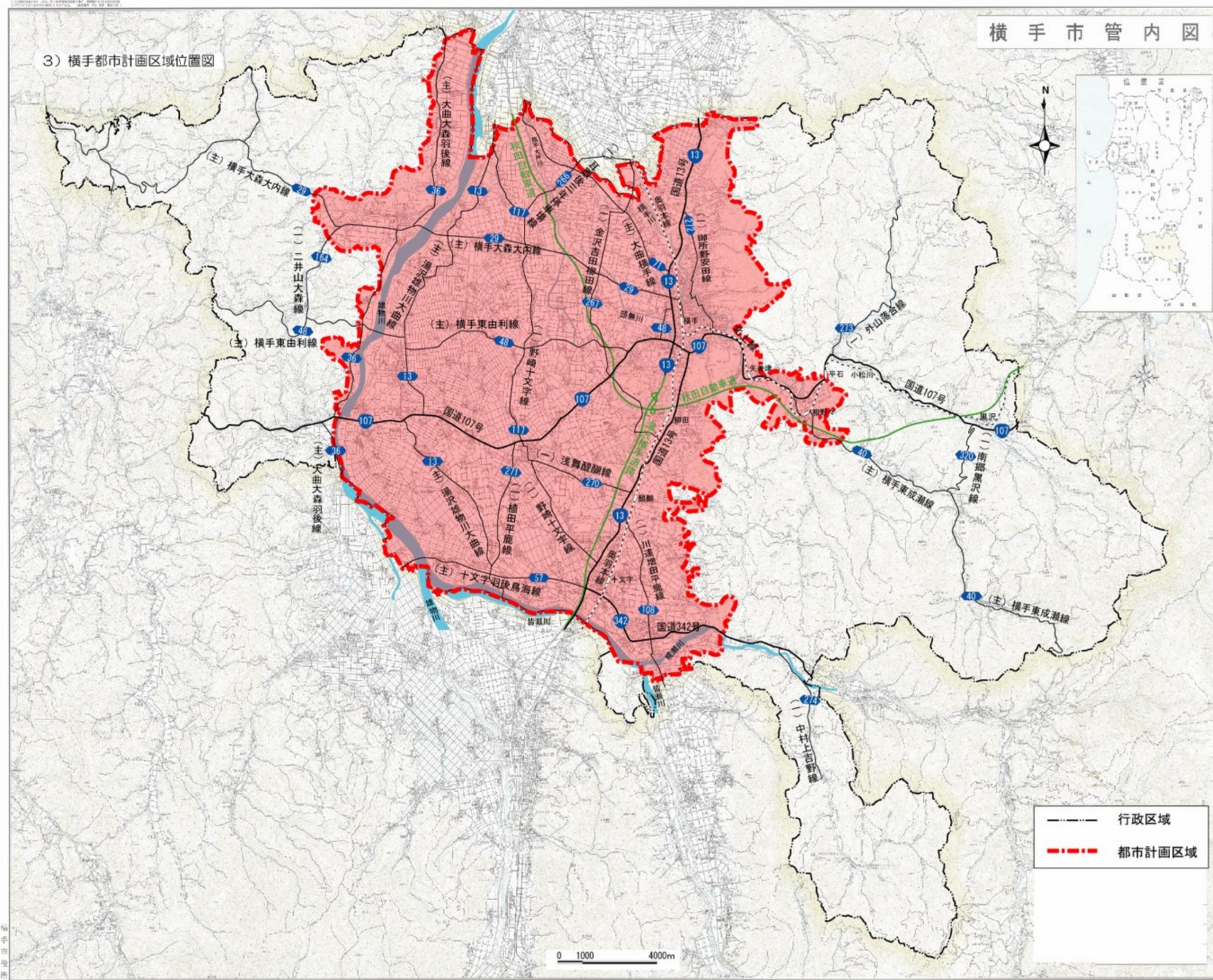


図 横手都市計画区域位置図

1. 都市計画の目標

(2) 広域都市圏の将来像

1) 都市づくりに求められている背景

これからの横手広域都市圏の都市づくりを考えるにあたっては、近年の社会経済情勢の大きな変化等に対応していくことが求められ、特に、次のような環境変化の背景に留意して圏域の都市計画の方針を定めるものとする。

①市町村合併による都市形態の変化に対応した適切な都市計画の運用

横手市は、平成17年10月に横手市、平鹿町、十文字町、増田町、雄物川町、大森町、山内村、及び大雄村の1市5町2村が合併したことにより、市域が大きく拡大した。こうした環境変化の中、適切な住民サービスを提供するため、現在、旧町村役場に地域行政サービス機能を持たせ、その周辺をそれぞれの地域の生活・活動拠点として活用している。

これまで、横手広域都市圏の都市計画は、旧横手市、旧平鹿町、旧十文字町、及び旧増田町で運用されてきたが、今後は、横手広域都市圏を一体の都市と捉え直し、合併したそれぞれの旧市町村が有している地域資源を有効に活用して、新生横手市の一体的な都市づくりを推進するため、適切な都市計画を運用することが必要である。

②人口減少・少子高齢社会に対応した安全で安心な都市の形成

わが国全体や秋田県における傾向と同様、横手広域都市圏でも年々人口減少が進んでおり、高齢化率も徐々に増加している状況にある。

今後、ますます進行する人口減少・少子高齢社会に対応する都市づくりを進めるためには、これまで築き上げてきた都市基盤をはじめ、商業、医療・福祉、教育などの様々な機能を有効活用しながら、高齢者等にとっても生活の利便性の高いコンパクトな市街地^{注1)}を形成するとともに、圏域内の主要な市街地、集落が相互に連携することで地域サービスを充実させていくことが必要である。

また、自然災害から生活を守るための避難体系と地域コミュニティ^{注2)}を強化した市街地を構築するとともに、高齢者をはじめとする誰もが移動しやすい、安全で安心な市街地構造を構築する必要がある。

③低炭素型社会^{注3)}の構築による自然と共生する持続可能な都市^{注4)}の形成

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題は深刻さを増しており、国ぐるみ、地域ぐるみでの対応が緊急課題として求められている。

なかでも、温室効果ガス^{注5)}と言われる炭素の排出を抑制していく都市構造への転換が必要であり、移動効率の高い交通体系の構築や、エネルギー利用効率の高い市街地構造の構築、炭素や環境汚染物質を吸収し固定する緑の創出・保全等、環境負荷^{注6)}を低減する低炭素型都市を形成していくとともに、潤いと安らぎの感じられる緑豊かな都市を形成していくことが必要である。

注1) コンパクトな市街地とは、主要な都市機能を市街地中心部に集積させ、歩いて暮らせる快適な市街地を目指すことであり、渋滞の緩和やエネルギー効率の向上、中心市街地の活力向上等、環境にやさしく、経済発展にも貢献するものといわれる

注2) 地域コミュニティとは、地域の活動等に関わりあいながら、住民相互の交流が行われている地域社会やその集団をいう

注3) 低炭素型社会とは、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスのひとつ、二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムが構築された社会

注4) 持続可能な都市とは、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲で環境を利用するシステムを持つ都市構造

注5) 温室効果ガスとは、大気圏の中で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称であり、二酸化炭素、オゾン、メタン等が該当する

注6) 環境負荷とは、環境に与えるマイナスの影響を指し、特に人間社会から発生する廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加等の環境負荷が問題となっている

1. 都市計画の目標

2) 横手広域都市圏の位置づけ、役割等

本広域都市圏の位置づけ、役割等を次のとおりとする。

①日本海と太平洋を結ぶ広域交流・連携の中核拠点

本広域都市圏は、古くは羽州街道や平和街道により、山形県や岩手県との交流が行われ、発展してきた。現在では、秋田自動車道や湯沢横手道路等の高速道路網、国道13号や国道107号等の幹線道路網、J R奥羽本線やJ R北上線等の鉄道網が整備され、雄物川流域圏^{注7)}内の主要都市である大仙市や湯沢市等との交流・連携が強化されているとともに、県境を越えた主要都市との交流・連携が活発化している。

さらに、東アジア全域との交流を視野に入れた環日本海交流^{注8)}の拠点を目指す秋田県における、物流・交流の玄関口である秋田港等との交通利便性も飛躍的に向上している。

一方、本広域都市圏では、従来から「イデハのくにづくり^{注9)}」をテーマに地域の産業や文化、観光等の総合的で多面的な振興を推進している。

このようなことから、本広域都市圏は、優れた交通体系と地域の産業や文化を生かし、雄物川流域圏内の交流拠点として、さらには日本海側と太平洋側との活発な交流・連携を実現するための、県内屈指の交流中核拠点となる役割を担うものとする。

②食料供給基地秋田の中の食料生産拠点

本広域都市圏は、横手盆地の豊かで広大な田園地帯を背景として、わが国有数の食料供給基地として位置づけられる秋田県の中でも、稲作を中心に果樹、野菜等の農業生産が極めて盛んな地域である。生産された農産物等の流通を軸に、古くから城下町として形成されてきた横手地域を中心に商業、物流等が発展し、雄物川流域圏の中核的商都として発展してきた。

また、近年では、集出荷機能と高速交通体系を生かし、市場競争力あふれる産地形成が図られつつある。

このようなことから、本広域都市圏は、秋田県の中でも、特に農産物の生産拠点として機能する役割を担うものとする。

③豊かな自然・歴史・文化の継承

西方に望む鳥海山や東方に連なる奥羽山脈の雄大な自然景観や、雄物川、皆瀬川、横手川等をはじめとする豊かな自然環境、そして広大に広がる田園地帯は、人々に安らぎを与えるとともに、本広域都市圏の文化、伝統、産業を育み、生活に潤いと賑わいを創出している。

このようなことから、本広域都市圏は、圏域が有する豊かな自然、歴史、文化を圏域の貴重な財産として維持・保全し、次世代に適切に継承していく役割を担うものとする。

注7) 雄物川流域圏とは、雄物川を中心に地形的なまとまりがあり、大曲広域都市圏、横手広域都市圏、湯沢広域都市圏から構成される圏域であり、古くから舟運や街道等により結びつきが強く、現在でも買い物・通勤・通学等の日常的繋がりのある圏域

注8) 環日本海交流とは、日本海に面する日本・韓国・中国・ロシア等諸国の都市の間の政治・経済・文化交流等を深め、ひとつの地域としての一体性を打ち出すこと

注9) イデハのくにとは、横手広域都市圏一帯が古代「出端」、後に「出羽」と称された史実に、「最先端」「フロンティア」「羽ばたく」というイメージを重ねた造語

1. 都市計画の目標

3) 横手広域都市圏の将来像

本広域都市圏の位置づけ、役割を踏まえ、おおむね20年後を目標とした将来像を次のとおりとする。

**産業や文化を生かして日本海側と太平洋側を結ぶ交流・連携の中核となり、
美しい自然につつまれた豊かな食料生産拠点を形成する横手広域都市圏**

本広域都市圏は、独自の多彩な産業や文化を生かし、雄物川流域圏における交通体系の要衝として、日本海側と太平洋側との人・モノ・情報の活発な交流・連携を促進するための中核となる広域都市圏を形成する。

また、広大に広がる田園地帯や、丘陵地斜面に広がる果樹園等での生産拡大を促進し、優れた交通体系や高度な集出荷機能を生かして、食料の生産・流通拠点となる広域都市圏を形成する。

さらに、豊かな自然や田園地帯は維持・保全し、美しく安らげる環境を後世に伝えていく広域都市圏を形成する。

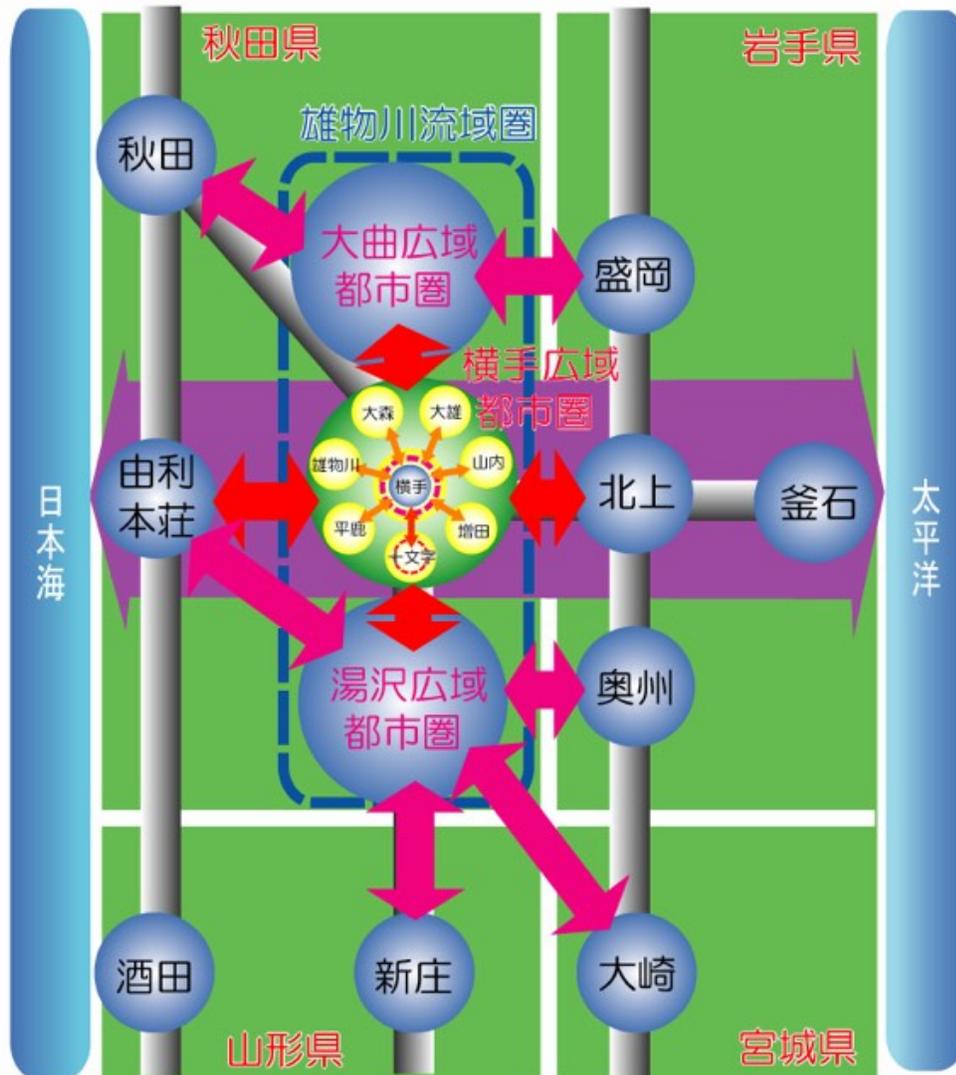


図 横手広域都市圏の将来像（概念）

1. 都市計画の目標

4) 横手広域都市圏の目標

横手広域都市圏の将来像実現に向けた目標を次のとおりとする。

①広域交流・連携軸の形成

太平洋側の北上市・釜石市等の岩手県内各都市や、日本海側の秋田周辺広域都市圏や本荘広域都市圏等の主要都市等を結ぶ交通機能の更なる充実を図り、東西方向における広域交流・連携軸を形成する。

また、本都市圏の南北に位置する雄物川流域圏内の大曲広域都市圏と湯沢広域都市圏、さらには秋田市や山形県を結ぶ交通機能の充実を図り、南北方向の広域交流・連携軸の形成を目指す。

②美しく実り豊かな食料生産拠点の形成

横手盆地の広大な田園地帯や、丘陵地斜面の果樹園等を維持・保全するとともに、高速交通体系や物流機能を生かして営農環境の強化・充実を図り、美しく実り豊かな食料生産拠点の形成を目指す。

③豊かな自然と文化の継承

奥羽山脈や出羽丘陵からなる丘陵景観、雄物川、皆瀬川、横手川等により育まれた田園景観及び、湧水、蔵、かまくら等の伝統的な景観を保全・活用し、貴重な財産として継承する。

1. 都市計画の目標

(3) 都市計画づくりの基本理念

1) 都市計画区域の位置づけ・役割等

本都市計画区域の位置づけ・役割を次のとおりとする。

①交流・連携の拠点

本区域では、秋田自動車道や湯沢横手道路等の高速道路網、国道13号や国道107号等の幹線道路網、JR奥羽本線やJR北上線等の鉄道網が整備され、雄物川流域圏内の主要都市である大仙市や湯沢市等との交流・連携が強化されているとともに、県境を越えた主要都市との交流・連携が活発化している。

さらに、より広範な広域交流の玄関口である秋田港や秋田空港等との連絡機能も強化されている。

また、秋田ふるさと村や横手公園等をはじめとする観光・文化交流機能や、工業集積地、卸売団地周辺や十文字IC周辺の流通機能等を有している。

このようなことから、本区域を、優れた交通体系と地域の産業や文化を生かし、広域的に活発な交流・連携を実現するための拠点として位置づけ、交流の活発化を牽引する役割を担うものとする。

②快適な都市生活を実現する田園都市^{注10)}

本区域では、広大に広がる美しい田園地帯の中に、横手、平鹿、十文字、増田、雄物川、大森、山内、及び大雄の各地域の市街地が点在しており、それぞれ教育、文化、福祉、商業、業務、行政等の都市機能を有し、日常の生活サービス機能が集積しているほか、浅舞公園や真人公園、大森公園等をはじめとする余暇活動の拠点が配置されている。

このようなことから、本区域は、豊かな田園地帯に囲まれた、潤いと安らぎが感じられる利便性の高い快適な都市生活を創出する役割を担うものとする。

③豊かな自然・歴史・文化の継承

西方に望む鳥海山や東方に連なる奥羽山脈の雄大な自然景観や、雄物川、皆瀬川、横手川等をはじめとする豊かな自然環境、そして広大に広がる田園地帯は、人々に安らぎを与えると同時に、本区域独自の文化、伝統、産業を育み、生活に潤いと活力を与えている。また、金沢公園周辺、沼の柵、大鳥井山遺跡等の歴史に名高い誇れる史跡や、増田地域の内蔵等歴史的に価値の高い建造物等の歴史的遺産も数多く存在する。

このようなことから、本区域は、豊かな自然、歴史、文化を都市の貴重な財産として維持・保全し、地域の個性を次世代に適切に継承していく役割を担うものとする。

注10) 田園都市とは、古くはイギリスのエベネザー・ハワードが提唱した新しい都市の形態であり、自然との共生や都市の自立性を目指したものであるが、近年では豊かな田園環境に囲まれた潤いある都市を指している

1. 都市計画の目標

2) 都市計画区域の将来像

本区域の位置づけ・役割等を踏まえ、おおむね20年後を目標とした将来像を次のとおりとする。

**豊かな田園に包まれた生活環境の中で、
機能的で快適な暮らしが実感できる、まとまりのある産業文化交流都市**

3) 都市計画区域の目標

本区域における将来像の実現に向け、都市計画区域の目標を次のとおりとする。

① 広域都市圏内外の活発な交流・連携を実現する産業文化交流都市

広域都市圏内外との活発な交流・連携の実現に向け、交流拠点、流通拠点、工業集積拠点などの機能の充実・強化を図るとともに、魅力ある中心市街地の形成をはじめ、行政や医療・福祉、教育、業務、商業等の都市機能の集積強化等により、産業文化交流都市としての形成を図る。

また、独自の誇れる伝統・文化の保存・継承に努めるとともに、観光・レクリエーション拠点の整備、充実を図る。

こうした地域の資源を生かすため、広域交通網の強化を図り、活発な広域交流・連携を実現する産業文化交流都市を目指す。

② 多様性に富み、機能的で快適な魅力ある生活を実現する都市

医療、福祉、商業、公共などの都市機能を、互いの地域が補完・分担できる、機能的で利便性の高い都市の形成を目指す。

また、そのために必要となる交通ネットワークの整備を推進する。

③ 豊かな自然や田園と調和したまとまりのある美しい田園都市

本区域は奥羽山脈と出羽丘陵に囲まれた盆地で、豊かに広がる田園と、その中を悠々と流れる河川等で構成される「山と川のある景観」が、本区域の自然的・景観的特徴となっている。

そのため、こうした豊かな自然環境や田園環境を維持・保全しながら、コンパクトでまとまりのある市街地を形成し、自然や田園と調和した美しい田園都市の形成を目指す。

1. 都市計画の目標

(4) 目標とする市街地像

都市づくりの基本理念を踏まえ、目標とする市街地像を次のとおりとする。

目標とする市街地の全体像

横手都市計画区域は、高速道路や国道13号、国道107号、国道342号等による広域交流・連携の縦軸と横軸、さらには、本区域内の放射・環状型ネットワーク^{注11)}により、それぞれ機能分担した市街地のネットワーク機能を強化して、本区域内外の活発な交流・連携を実現する利便性の高い快適な市街地の形成を目指す。

また、JR横手駅周辺地区やJR十文字駅周辺地区の都市・交流機能集積拠点を中心に、横手地域や十文字地域は広域的活動拠点としての機能的な市街地を形成するとともに、その他の市街地は、地域生活サービス拠点として、日常的に生活利便性の高い市街地の形成を目指す。

そして、これら市街地と東部及び西部の丘陵地や田園環境とが美しく調和した、まとまりのある市街地の形成を目指す。

1) 「広域都市圏内外の活発な交流・連携を実現する産業文化交流都市」に向けた市街地形成

広域的な交流拠点や流通拠点、工業集積拠点等の機能充実・強化を図るとともに、JR横手駅周辺地区やJR十文字駅周辺地区等には、広域的都市・交流機能集積拠点として一層の機能集積・強化を図ることにより、産業文化交流都市としての形成を目指す。

こうした地域の資源を交流・連携に生かすため、秋田自動車道や湯沢横手道路をはじめ、国道13号や国道107号、国道342号等の広域連携軸、(主)^{注12)}横手大森大内線、(一)^{注13)}野崎十文字線、(主)大曲大森羽後線、(主)湯沢雄物川大森線等による地域連携軸の形成を目指す。

- ①拠点機能向上を図るため都市基盤の整備充実の促進及び拠点機能の充実・強化
- ②地域間の連携を強化するため交通基盤の整備を推進
- ③工業団地への企業誘致の促進と起業しやすい環境の形成

2) 「多様性に富み、機能的で快適な魅力ある生活を実現する都市」に向けた市街地形成

横手地域は、雄物川流域圏の中核都市である横手市の中心として、文化、経済、行政、医療等の多様な拠点機能の集積を支え、十文字地域は産業、経済、流通等の拠点機能の集積により横手地域の機能を補完し、その他の地域は、高齢者支援、子育て支援、買い物、診察、診療等の日常生活に必要な機能集積を図ることで、それぞれ地域生活サービス拠点として快適で魅力ある市街地を形成する。

生活の利便性や快適性を向上するため、市街地内の交通ネットワークを強化するとともに、核的施設の周辺等は、高齢者をはじめとする全ての人が、冬期でも安全で安心して移動できる歩行環境の整備を推進する。

注11) 放射・環状型ネットワークとは、拠点市街地を中心にクモの巣が張り巡るように、拠点市街地と周辺市街地、周辺市街地どうしが機能的に交通網で連絡される交通体系のこと

注12) (主) は、主要地方道の略記

注13) (一) は、一般県道の略記

1. 都市計画の目標

- ④ 中心市街地の都市基盤の有効利用を図るため街なか居住の推進
- ⑤ 市街地の居住環境の向上を図るため都市基盤整備を推進
- ⑥ 地域の日常生活を支える拠点機能を収容する都市基盤の形成
- ⑦ 地域の個性や魅力を高めるため景観形成の推進
- ⑧ 中心市街地と幹線道路沿道の商業地とのバランスの取れた土地利用の誘導
- ⑨ 雪や災害に強い都市づくり
- ⑩ 誰もが住み続けられる都市づくり

3) 「豊かな自然や田園と調和したまとまりのある美しい田園都市」に向けた市街地形成

本区域は奥羽山脈と出羽丘陵に囲まれた盆地で、豊かに広がる田園と、その中を悠々と流れる河川等で構成される「山と川のある景観」が、本区域の自然的・景観的特徴となっている。こうした豊かな自然環境や田園環境と調和した、潤いと安らぎの感じられる美しい市街地の形成を目指す。

そのため、無秩序な市街化を抑制してこれら田園環境を維持・保全し、コンパクトでまとまりのある市街地が有機的に相互連携しながら点在する、自然や田園と調和したまとまりのある美しい田園都市の形成を目指す。

- ⑪ 森林・農地の保全や営農環境の保全を図るための土地利用規制の導入
- ⑫ 雄物川水系の水質の保全を図るため、生活雑排水等の適正処理の推進
- ⑬ 身近な緑の充実を図るため、良好な緑空間の保全・創出
- ⑭ 田園・里山景観の保全を図るため景観形成の推進
- ⑮ まとまりのある市街地形成を図るため土地利用の規制・誘導方策の強化

1. 都市計画の目標

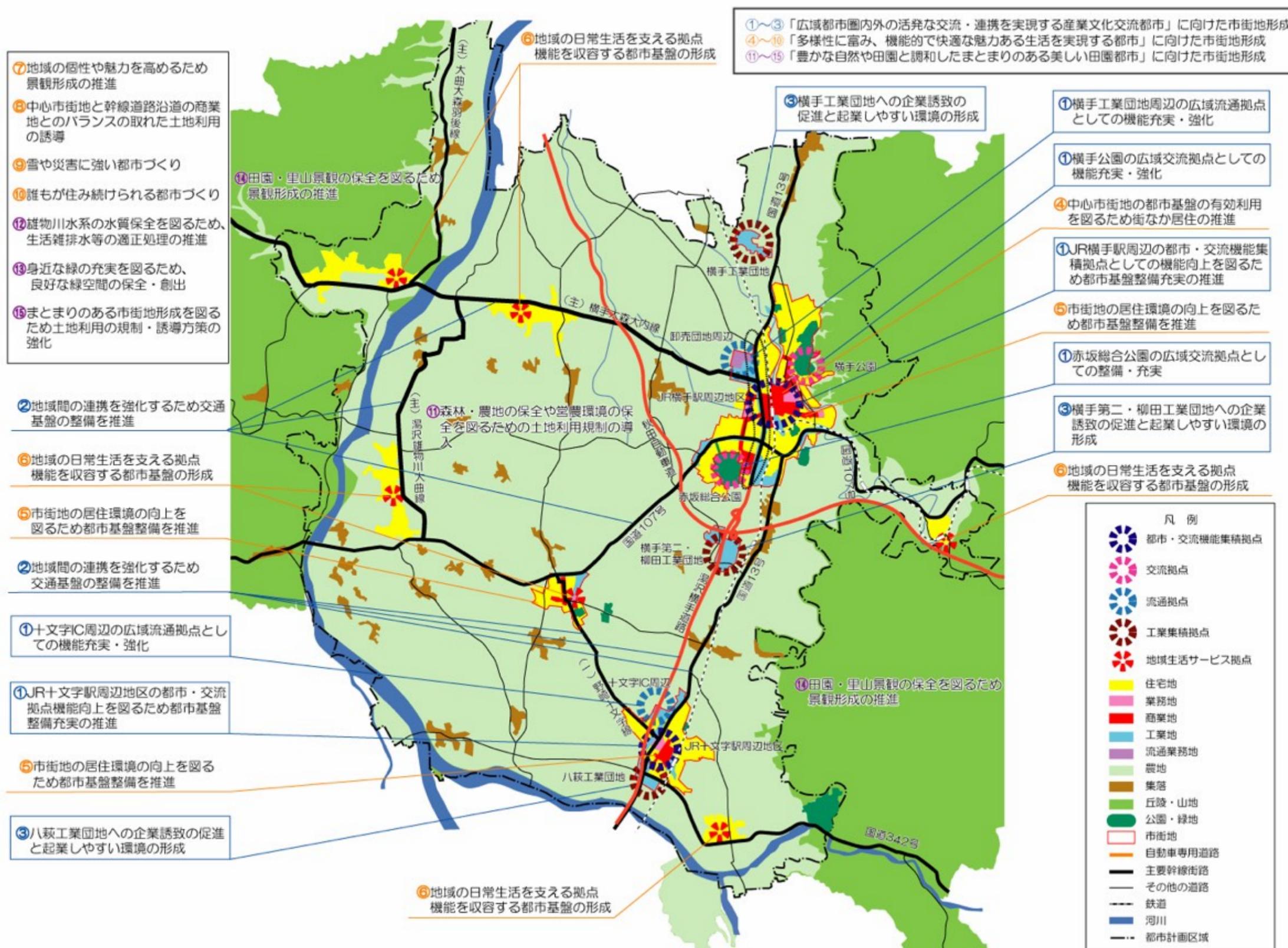


図 目標とする市街地像

1. 都市計画の目標

(5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

本区域を取り巻く社会的な課題に対して、都市計画としての取り組み方針を次のとおりとする。

1) 自然環境重視社会における環境共生型都市^{注14)}づくり

地球規模での環境問題が叫ばれている中で、低炭素型社会の構築に向けた環境共生型都市づくりが求められている。

豊かな自然環境を有する本区域では、奥羽山系、出羽丘陵の豊かな自然や、雄物川、皆瀬川、横手川や横手公園等の身近な自然環境の保全を進めるとともに、農業や工業をはじめとする生産活動や日常生活等の面における公共水域への影響削減、エネルギー効率を向上させるための円滑な交通網の確立やコンパクトな市街地形成等をはじめとする、環境に配慮した都市づくりを目指す。

2) 既存の社会基盤ストック^{注15)}を活用した効率的なまちづくり

少子高齢化が続く中で、人口が減少し、これまでのような都市の拡大を前提とした都市づくりからの転換が求められており、これまで都市的投資を行って整備を進めてきた既成市街地をより有効に活用する必要がある。

そのため、市街地の縁辺部を中心に無秩序な市街化を抑制するとともに、都市基盤が充実している既成市街地では、街なか居住や拠点機能整備を促進することで、まとまりのある良好な生活環境を確保する。また、既存の道路や下水道、公園等の社会基盤における効果的な活用に向けた検討を進め、効率的なまちづくりを目指す。

3) 高齢社会に対応した安全で安心して住み続けられるまちづくり

高齢化が進行する中で地域コミュニティを維持し、高齢者の社会参加、マンパワー^{注16)}の活用による地域の活性化が課題となっている。

そのため、良好な住宅ストック、都市施設等のバリアフリー化、地域の足となるバスや鉄道等公共交通機関の充実、さらには、医療・福祉、災害時の避難システムの充実等により、高齢者をはじめ誰もが安全で、安心な暮らしができるまちづくりを目指す。また、降雪が多い冬期においても、安心して日常生活が送れるよう、拠点地区及びその周辺の歩行環境改善等の環境整備を目指す。

4) 地域の個性と活力を生む住民参加型のまちづくり推進

暮らしの質の向上に対する住民のニーズが多様化する中で、これまでの行政主体のまちづくりシステムから、地域住民との協働によるまちづくりの推進が求められている。

このことから、まちづくりに対する住民の関心を高め、主体的かつ積極的な住民参加を促し、住民と行政が協力して望ましいまちづくりを進めるために、住民提案型のまちづくり^{注17)}を目指す。

また、NPO^{注18)}、市民団体等のまちづくりへの積極的な参加や、より広範囲の住民とのコンセンサス^{注19)}の形成を進める等の住民参加型のまちづくりの推進を目指す。

このようなNPOや市民団体等が参加するまちづくりを展開するなかで、新たな地域コミュニティの形成を目指す。

注14) 環境共生型都市とは、環境への負荷の低減と自然とのふれあいをコンセプトとした都市づくりのことで、近年では、地球環境や生物多様性への配慮等も新たなコンセプトとして組み込まれている

注15) 社会基盤ストックとは、既存の公共・公益施設のことであり、整備済みの学校、病院、道路、港湾、工業用地、公営住宅、橋梁、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話等を指すが、近年では情報通信網等も含まれる

注16) マンパワーとは、労働力のことであり、仕事等に投入できる人的資源のこと

注17) 住民提案型のまちづくりとは、都市計画法に新たな都市計画制度として位置づけられたものであり、住民が行政の提案に対して受身で意見を言うだけでなく、より主体的・積極的にまちづくりに関わっていくことを可能とした制度

注18) NPOとは、「ノン・プロフィット・オーガナイズーション」の略語で、民間非営利法人組織のこと。民間が行う営利を目的としない活動組織のことで、ボランティアから発展する場合が多い。法人化して、行政の許可・監督に適さない活動、すなわち生活者である市民の個別的・先駆的・総合的問題意識から出発し、公平性を追及する行政セクターでも、利益を追求する企業セクターでも対応できない取り組みを期待されている

注19) コンセンサスとは、意見の一致のこと

2. 区域区分の有無の決定の方針

2. 区域区分の有無の決定の方針

(1) 区域区分^{注20)}の有無

横手都市計画区域においては、区域区分を定めない。

区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

本区域の人口は減少傾向にあるとともに、用途地域内の新築件数及び農地転用件数は減少傾向にある。また、用途地域外の新築件数は、用途地域内よりも少なくなっていることから、開発圧力は低下傾向にあるといえる。

さらに、用途地域外には農業振興地域や保安林の指定など、自然環境に重点を置く土地利用規制がなされていることから、将来的に無秩序な市街地の拡大が大きく生じる可能性は少ないといえる。

ただし、国道13号、国道107号沿道等をはじめとして、商業、業務、娯楽施設等の無秩序な沿道利用は進行しており、農地の宅地化により、貴重な地域資源である自然環境や田園環境は損ないつつある状況にある。特に、商業施設等は、良好な居住環境や営農環境に支障をきたすとともに、周辺の市街化を促進する傾向にあることから、これら用途の建築物が適正に立地されるよう土地利用の規制・誘導は必要である。

こうした土地利用の規制・誘導の措置としては、必要に応じて特定用途制限地域^{注21)}等、区域区分以外の土地利用規制・誘導方策を導入することによって対処可能である。

これらのことから、今後無秩序な市街化が拡大する可能性は低く、現状の法制度の枠組みのもとに「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然環境の整備又は保全」に配慮していくものとし、本区域においては区域区分を定めない。

注20) 区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画法第7条に規定されているもので、市街化区域と市街化調整区域に都市を区分けすることであり、市街化区域とは既に市街地を形成している地域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域とは市街化を抑制すべき区域のこと

注21) 特定用途制限地域とは、用途地域が指定されていない区域で、用途地域内における特別用途地域のように、自治体が建築物に対して細かい規制を加えることの出来る地域のこと

3. 主要な都市計画の決定の方針

3. 主要な都市計画の決定の方針

本区域の将来像の実現に向けた都市計画区域の目標をもとに、主要な都市計画について、次のとおりに展開する。

主要な都市計画の決定の方針への展開

目標とする市街地像項目	土地利用	都市施設		市街地 開発事業	自然環境の 整備及び保全
		交通施設	下水道及び河川		
ア. 広域都市圏内外の活発な交流・連携を実現する産業文化交流都市	○	○	○	○	
①拠点機能向上を図るための都市基盤の整備充実の促進		○	○	○	
②地域間の連携を強化するため交通基盤の整備を推進		○			
③工業団地への企業誘致の促進と起業しやすい環境の形成	○	○	○		
イ. 多様性に富み、機能的で快適な魅力ある生活を実現する都市	○	○	○	○	○
④中心市街地の都市基盤の有効利用を図るため街なか居住の推進	○	○		○	
⑤市街地の居住環境の向上を図るため都市基盤整備を推進		○	○		
⑥地域の日常生活を支える拠点機能を収容する都市基盤の形成		○		○	
⑦地域の個性や魅力を高めるため景観形成の推進	○				○
⑧中心市街地と幹線道路沿道の商業地とのバランスの取れた土地利用の誘導	○				○
⑨雪や災害に強いまちづくりの推進	○	○			
⑩誰もが住み続けられる市街地形成の推進	○	○	○	○	○
ウ. 豊かな自然や田園と調和したまとまりのある美しい田園都市	○		○		○
⑪森林・農地の保全や営農環境の保全を図るため土地利用のルールを導入	○				○
⑫雄物川水系の水質の保全を図るため、生活雑排水等の適正処理の推進			○		○
⑬身近な緑の充実を図るため、良好な緑空間の保全・創出	○				○
⑭田園・里山景観の保全を図るため、景観形成の規制導入					○
⑮まとまりのある市街地形成を図るため土地利用の規制・誘導方策の強化	○				○

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、東西に豊かな森林地帯である丘陵地と、中央に地域産業の基盤となる広大な田園地帯に囲まれて横手地域、平鹿地域、十文字地域、増田地域、雄物川地域、大森地域、山内地域、及び大雄地域の市街地が分散配置されている。それぞれの市街地が地域の個性や特性を活かして相互連携し、一体性を確保しながら効率的な都市構造を形成することが求められている。

ここで、鉄道や高速道路、国道等広域交通体系を有している横手地域や十文字地域、及び平鹿地域は、古くから交通の要衝だったこともあり、拠点的都市機能が集積された市街地を持つ地域として、機能的で快適な市街地環境を形成するための土地利用コントロールを必要とする地域に位置づけられる。

その他の地域は、自然環境や営農環境と調和したまとまりのある市街地を形成するための土地利用コントロールを必要とする地域に位置づけられる。

【横手地域】

JR横手駅東側地区に古くからの商店街や市役所、事業所等の都市機能が集積しているが、商業機能をはじめ都市機能の停滞や空洞化が生じており、魅力と活力の向上が課題となっている。

また、国道13号沿道及び駅西地区周辺、横手I.C周辺に、公共公益施設や商業施設等の都市機能が集積し、西方向、南西方向へ市街地が拡大していることから、無秩序な市街化を防止するとともに、中心市街地への多様な都市機能の集積を誘導するための計画的な土地利用の誘導が課題となっている。

【十文字地域】

JR十文字駅前を中心とする商店街が地域の商業機能を担っているものの、幹線道路沿道への沿道型商業施設の立地等により中心市街地の空洞化が進行していることから、計画的な土地利用の誘導による商店街の活性化が求められている。

一方、市街地の南西部では、(主)十文字羽後鳥海線のバイパス化が図られ、沿道の佐賀会地区において一部宅地化が進行していることから、計画的な土地利用を推進することが求められている。

【平鹿地域】

(一) 野崎十文字線沿道に商店街が形成されてきたが、近接する横手地域や十文字地域での大型商業施設の立地等により買い物客が流出し、地元購買力の低下が課題となっている。

一方、国道107号や(都)^{注22)}東町線沿道は、交通の利便性を生かした自動車整備工場、商業施設、公共公益施設等が立地し、沿道型の土地利用が進められているものの、未利用地も多く存在していることから、市街地への玄関部形成、市街地の外郭を形成する地区として、土地の有効利用とまとまりのある適正な土地利用が求められている。

【その他地域】

市役所地域局周辺に公共公益機能や商業・業務機能等がコンパクトに集約して、周辺に住宅市街地が形成され、その周辺を豊かな自然や広大な田園が取り囲んでいることから、農地と市街地が調和した土地利用となっている。

自然環境や営農環境を保全し、まとまりのある市街地を維持するための土地利用の誘導が求められている。

このような状況を踏まえ、次の用途配置と土地利用方針により、まとまりのある機能的な市街地の形成を図る必要がある。

注22) (都)とは、都市計画道路の略記

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置の方針

①業務地

a) 中枢業務地

横手地域局周辺地区は、横手地域局をはじめ「かまくら館」等文化・交流施設、市立図書館、銀行等金融系業務施設、民間企業等が集中立地し、業務の中枢機能や行政サービスの拠点としての役割を担っている。

また、JR横手駅西側の市役所本庁舎周辺地区は、平鹿総合病院、消防本部、横手体育館、シルバー人材センター等公共施設や福祉・医療施設等が集積する、公共・公益サービスの拠点としての役割を担っている。

さらに、旭川一丁目地区は、平鹿地域振興局庁舎や横手税務署、横手保健所、横手ハローワーク等の官公庁施設が立地し、広域行政サービス機能の拠点としての役割を担っている。

これらのことから、横手地域局周辺地区、市役所本庁舎周辺地区、及び旭川一丁目地区を圏域の中核的行政・業務機能等が集積する中枢業務地として位置づけ、民間業務施設や公共公益施設の更なる立地誘導を図り、賑わいと落ち着き、ゆとりと潤いある環境整備を推進する。

b) 地域業務地

十文字地域局周辺は、消防署、学校、文化施設等の公共・公益施設が立地集積し、地域住民への公共・公益サービスの拠点としての役割を担っている。

また、平鹿地域の覚町後地区は、図書館や公民館等の文教施設が立地集積し、地域住民への公益サービスの拠点としての役割を担っている。

これらのことから、十文字地域局周辺及び覚町後地区を地域業務地として位置づけ、更に公共・公益サービスをはじめとする都市機能の充実を図り、利便性の高い業務地の形成を図る。

②商業地

a) 中心商業地

JR横手駅東側地区や四日町・大町周辺地区が、古くから本区域全体の商業機能を牽引しており、JR横手駅東側地区では市街地再開発事業をはじめとする都市基盤整備事業による魅力的な地域の玄関づくりが行われている。

また、JR横手駅西側地区は、国道13号沿道を中心にロードサイド型店舗やショッピングセンター等が立地しているほか、三枚橋地区土地区画整理事業及び駅西地区土地区画整理事業の実施により、周辺地域からのアクセス性が強化されつつある。

これらのことから、JR横手駅東側地区や四日町・大町周辺地区、及びJR横手駅西側地区を中心商業地として位置づけ、本区域の顔としてふさわしい、求心性の強い中心商業地の形成を図る。

b) 地域商業集積地

JR十文字駅西側地区や(一)野崎十文字線沿道地区は、古くから小売業を主体とした商店街が形成されており、地域住民の日常的な商業機能を担っている。

このことから、JR十文字駅西側地区と(一)野崎十文字線沿道地区を地域商業集積地に位置づけ、地域住民の生活の利便性を向上し、活力と魅力ある商業地の形成を図る。

3. 主要な都市計画の決定の方針

③工業地

a) 工業専用地

自動車部品や組み立て加工等の工場の集積が進んでいる御所野地区を、工業専用地として配置し、周辺の豊かな自然環境と調和した工業地の形成を図る。また、横手I.C南側の横手第二・柳田工業団地周辺地区は、交通利便性を生かした工業集積拠点の形成に向け、企業ニーズに対応した工業専用地として配置し、未分譲用地について整備・改良を加え、新たな立地ニーズを捉えて工業集積の促進に努める。

八萩地区や下沖田地区は、工業団地としての基盤整備が図られ、地域の新たな雇用の場としての役割を担っていることから、工業専用地として位置づけ、交通利便性を生かした工業拠点の形成に努める。

b) 既存工業・軽工業・沿道サービス業務地

JR十文字駅東側は、酒造業や木材工場等の伝統ある地域工業が立地し、地域産業を引率する役割を担っていることから、既存工業集積地として配置し、地域の伝統ある工業の振興を図る。

増田地域の石神地区や月山地区は、誘致企業をはじめとする縫製、電子機器工場等の工場が立地していることから既存工業地として配置し、工業機能の充実を図る。

市街地に隣接する国道13号及び国道107号沿道地区には、軽工業や沿道サービス業等が立地しているが、その後背地は優良な農地や住宅地が形成されているため、良好な農業生産環境や居住環境の確保に配慮した軽工業や沿道サービス業務地として配置し、周辺環境に配慮した沿道型サービス業務地としての形成を図る。

④流通業務地

卸団地周辺地区は、卸業等をはじめとする流通業等が立地しており、広域都市圏の流通拠点としての役割を担っていることから、流通業務地として配置し、広域都市圏内の流通経済の活性化に向けて多様な流通系企業の立地を誘導し、流通業務機能の維持・強化を図る。

十文字I.C周辺地区は、流通業務地として配置し、流通機能の充実・強化を図る。

⑤住宅地

住宅地は、各地域とも業務地や商業地を取り巻くように形成されているが、古くからの住宅地は、道路や公園等の都市基盤が整っていない地域もあることから、快適な居住空間の形成に向け、道路や公園・下水道等の都市基盤の充実による居住環境の向上を図る。

小規模宅地開発が進行している新興住宅地地区においては、優れた居住環境の住宅地の形成を図る。

田園集落地は、身近な市街地との連絡機能を強化した利便性の高い居住地形成を目指すとともに、衛生環境が改善された、豊かで潤いある田園居住地の形成を図る。

また、伝統的なたたずまいを有する街並みを残す地区もあり、その個性的で魅力ある景観の維持・継承に努める。

3. 主要な都市計画の決定の方針

2) 土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

横手地域の中心市街地は、圏域の中心拠点としての役割が求められているが、商業・業務機能の空洞化や居住人口の減少により活力が低下していることから、JR横手駅東側地区において土地の高度利用を進め、商業・業務・福祉機能の集積による商業・交流拠点としての魅力向上、また、高齢者が冬期でも安心して暮らせる居住環境を形成することで、中心市街地の機能的・景観的な魅力の向上を図る。

②用途純化または用途の複合化に関する方針

田園環境を維持・保全しながら、コンパクトでまとまりのある市街地の形成を図るため、良好な居住環境や営農環境に支障を生じさせるとともに、周辺の市街化を促進する恐れのある建築物を、既成市街地の周辺部に立地させないための土地利用の規制・誘導について検討する。

また、平鹿総合病院周辺は圏域の高度医療を担う拠点であり、関連施設や利便施設の集積を一定程度許容する必要があることから、適正な土地利用の誘導について検討する。

さらに、中心商業地への商業・業務機能等の多様な機能の集積を誘導する必要性から、商業・業務機能の無秩序な拡散を抑制するための土地利用の規制・誘導を検討するとともに、住環境に著しく影響を与える工場や娯楽施設等が、住宅と混在しないような土地利用の規制・誘導について検討する。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

JR横手駅周辺の都市基盤を有効活用しながら、高齢者が冬期でも安心して暮らせる居住環境を確保するため、事業中の市街地再開発事業を推進するとともに、事業中の三枚橋地区及び駅西地区の土地区画整理事業を推進し、優れた居住環境の住宅市街地を形成する。

また、区画街路や公園・緑地、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、歩道や街路灯の高質化や案内板の整備等、歩いて楽しい歩行者空間の形成に努める。

なお、商業・業務機能が集積する中心市街地とその周辺地区においては、延焼等による甚大な被害を回避し、安全で安心して暮らせる環境を創出するため、防火機能の強化に努める。

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

雄物川・横手川・皆瀬川等、身近な水辺環境の創出により、レクリエーションの場を提供するとともに、市街地内の身近な公園・緑地の適正な配置と整備を推進する。

また、鎮守の森や田園、里山等、地域の生活や景観に密接に関係する自然や緑を保全するとともに、奥羽山脈と出羽丘陵等の山々を背景とする、山と川のある景観の保全・形成を図る。

城付風致地区や愛宕山風致地区一帯については、緑豊かで地形の変化に富んだ、市民に愛される身近で貴重な緑地として今後も維持・保全する。

さらに、浅舞公園、梨木公園、琵琶沼等をはじめとする市街地内の貴重な水辺や緑地は、市街地に潤いと安らぎを与える貴重な役割を有していることから、都市内の良好な緑地として維持・保全する。

3. 主要な都市計画の決定の方針

⑤優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地を囲む広大な田園や果樹園は、地域産業の基盤であるとともに、都市に豊かな田園・緑景観を提供してきたが、農地の宅地化の進行により、地域資源である自然環境や田園環境が損なわれつつあるため、建築物を建てられるエリアを明確にし、その他のエリアは基本的に農地を保全するエリアに位置づける等、農地の宅地化を抑制するための土地利用の規制・誘導について検討する。

⑥防災上の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地東部の急傾斜地等は、砂防指定地^{注23)}や急傾斜地崩壊危険区域^{注24)}に指定されており、市街化を抑制するとともに、急傾斜地崩壊防止施設の整備や危険区域の指定等により、地域住民の安全を確保する。

⑦自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

奥羽山脈と出羽丘陵からなる豊かな森林地帯である東西丘陵地と、雄物川、皆瀬川、横手川等の一級河川雄物川水系の河川は、都市の緑化や豊かな生態系の形成、都市気候の調節等環境への負荷軽減機能を有していることから、都市の骨格となる自然環境として、その保全を図る。

また、市街地に点在するため池、トミヨ及びイバラトミヨが生息する湧水池、白鳥が飛来する皆瀬川等では、多様で貴重な生態系が形成されているとともに、潤いある市街地景観を形づくる背景を成していることから、自然の生態系と都市景観を維持するため、保全に努める。

⑧計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

広大な田園地帯に点在する農村集落は、良好な自然環境並びに農業生産環境の維持・保全に努めながら、快適な居住環境の形成を図るため、公共下水道の整備等により生活環境の改善を進める。

また、宅地化が進む地区や、宅地化が予測される地区は、計画的に土地利用を誘導し、まとまりのある市街地の形成に努めるものとする。

注23) 砂防指定地とは、治水上砂防のため砂防設備を要する土地、及び一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域のこと

注24) 急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近接地を急傾斜地崩壊危険箇所といい、このうち、法律で指定を受けた箇所を急傾斜地崩壊危険区域という

3. 主要な都市計画の決定の方針

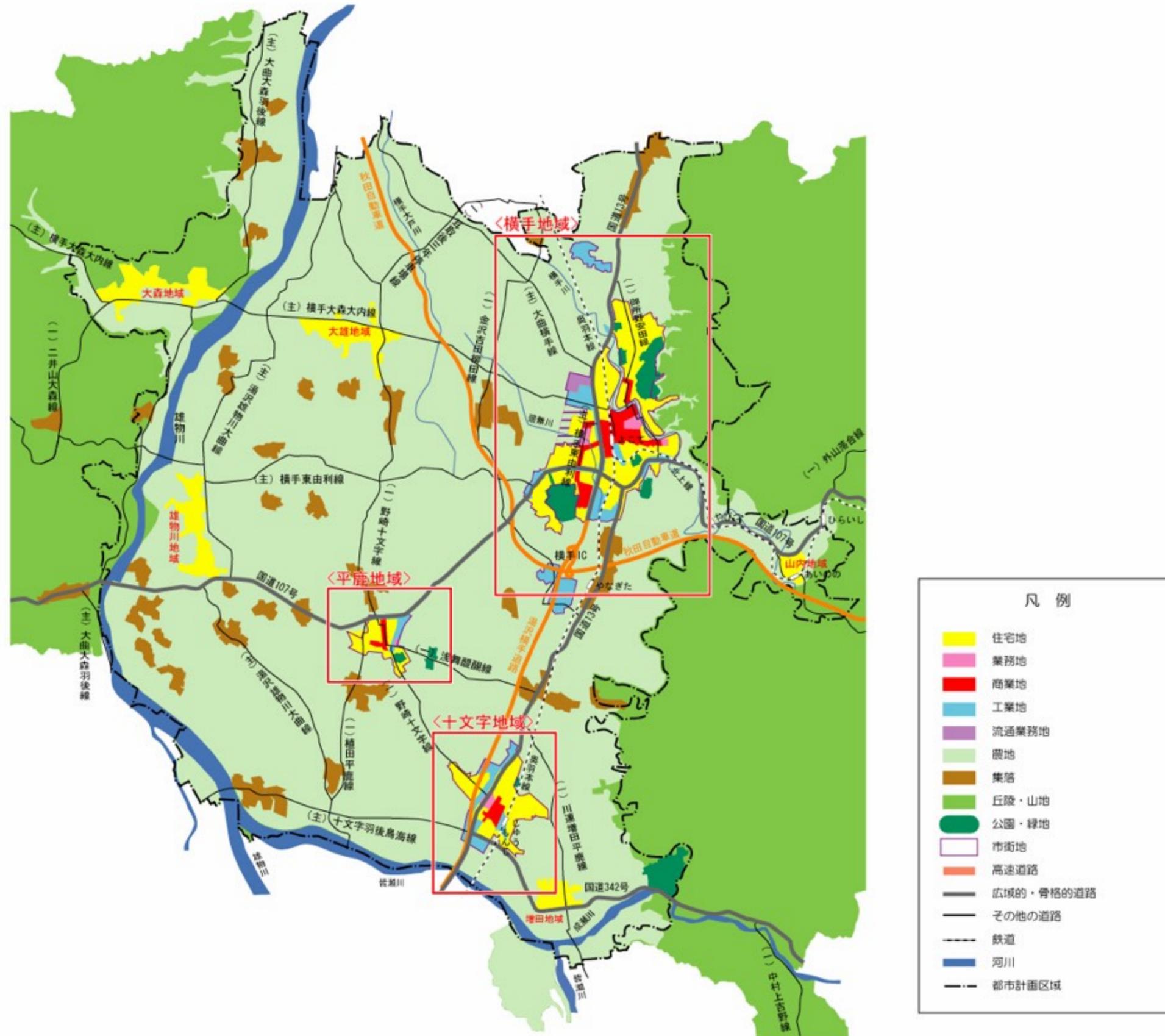


図 土地利用方針図 (全体図)

3. 主要な都市計画の決定の方針

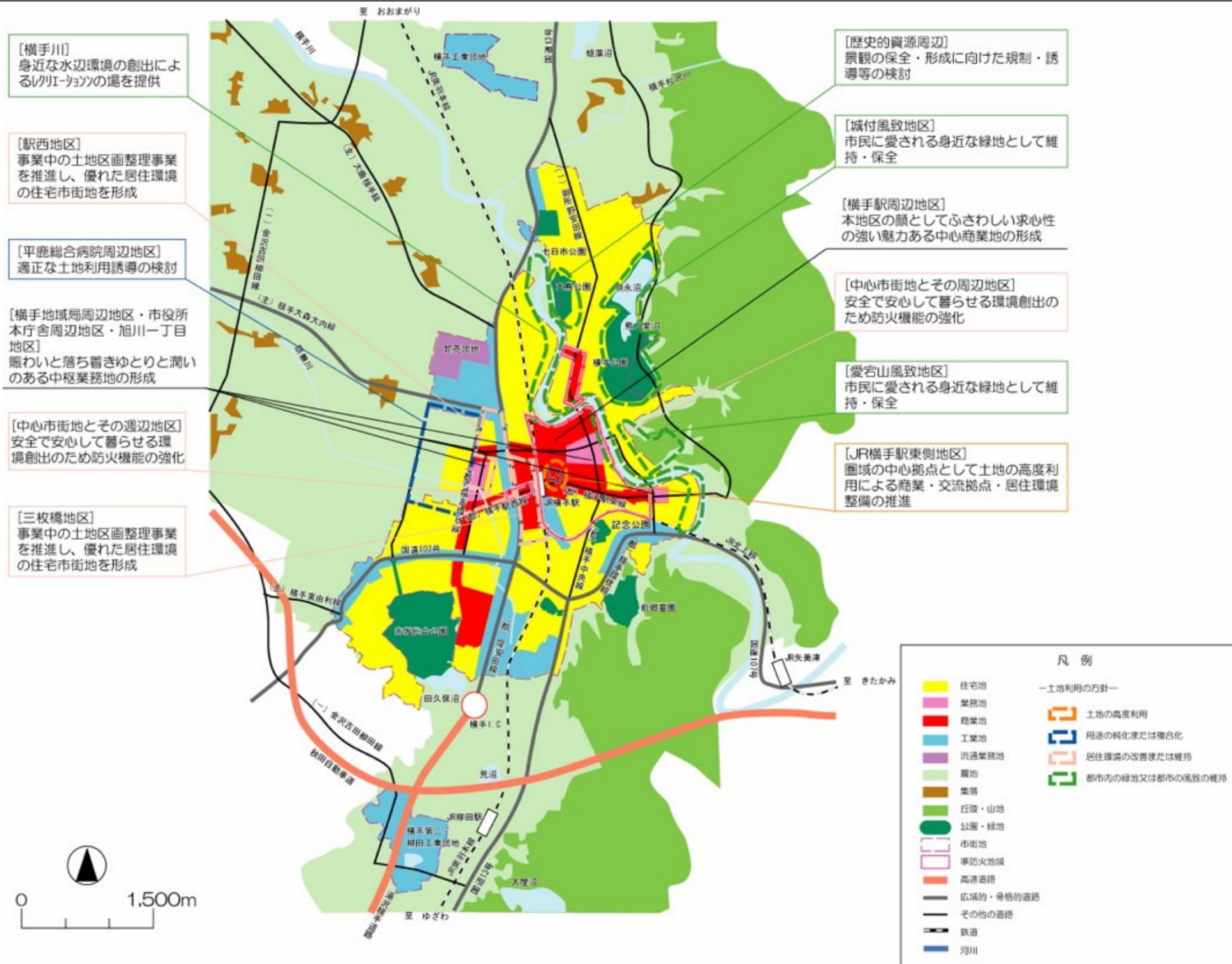


図 横手地域 土地利用方針図

3. 主要な都市計画の決定の方針



図 十文字地域 土地利用方針図

3. 主要な都市計画の決定の方針

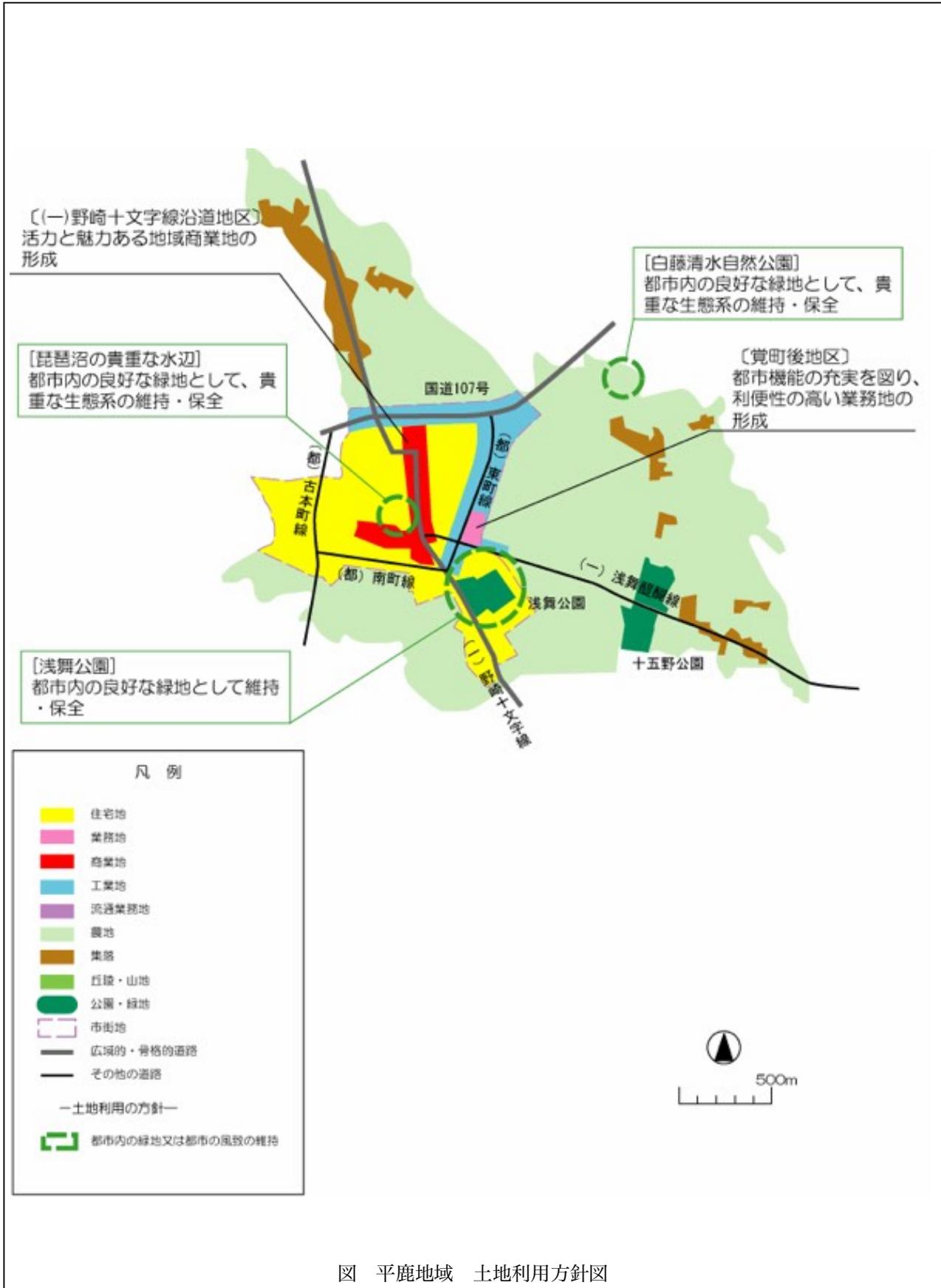


図 平鹿地域 土地利用方針図

3. 主要な都市計画の決定の方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設における都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域では、太平洋側と日本海側を結ぶ秋田自動車道と、雄物川流域圏を南北に繋ぐ湯沢横手道路が整備され、横手 I.C 及び十文字 I.C が広域高速交通の主要な結節点となっている。

さらには、国道 13 号及び JR 奥羽本線が区域を南北に縦走し、国道 107 号及び JR 北上線が太平洋側と日本海側を結ぶ重要な交通ルートとなっている。また、国道 342 号が岩手県や宮城県と連絡しており、本区域は利便性の高い交通結節点となっている。

また、本区域内のそれぞれの市街地の連携機能を強化するため、上記自動車専用道路や広域的主要幹線道路^{注25)}と、(主)横手大森大内線、(一)野崎十文字線、(主)大曲大森羽後線、(主)湯沢雄物川大曲線等の地域的主要幹線道路^{注26)}で機能的に結び、域内交通機能の充実を図る。

都市機能の集積度が高い市街地については、便利で快適な生活環境の実現や産業等の活発な都市活動を促進するための、都市幹線道路^{注27)}を適正に配置する。

また、高齢化が進行するとともに豪雪地帯である本区域では、鉄道やバス等の地域の足となる公共交通機関の充実をはじめ、四季を通じ、だれもが安全で快適に移動できる交通環境の整備が求められている。

このような現状や課題を踏まえ、次の整備方針のもと、将来における交通需要や社会的ニーズ等に対応した交通体系の整備を図ることとする。

a) 広域的な主要幹線道路網の形成

大曲広域都市圏や秋田周辺広域都市圏及び湯沢広域都市圏と山形県とを結ぶ南北軸、岩手県や本荘広域都市圏とを結ぶ東西軸、岩手県や宮城県と連絡する東南軸の広域的な主要幹線道路の機能強化を推進するほか、JR 奥羽線の高速を推進する。

更に、高速自動車道の更なる有効活用に向けた取り組みについて検討する。

b) 地域的主要幹線道路網の形成

本区域内の機能的な生活・都市活動を支えるため、各地域の市街地を相互連携するための骨格となる地域的主要幹線道路の機能強化を推進する。

c) 都市幹線道路網の形成

利便性の高い生活環境や、産業活動の円滑化等の都市活動を支える、それぞれ市街地の骨格となる一般県道や都市計画道路等の整備・充実により、市街地内交通ネットワークの形成を図る。

ただし、長期未着手となっている都市計画道路は、合理的に見直すものとする。

注25) 広域的な主要幹線道路とは、広域都市圏周辺の主要都市と本都市圏を結ぶ国道等の骨格的道路に位置づける

注26) 地域的主要幹線道路とは、広域都市圏内の主要市街地を機能的に結び、県道等の幹線道路を位置づける

注27) 都市幹線道路とは、市街地内の諸活動を円滑にするための市街地内骨格道路を位置づけ、都市計画道路等が該当する

3. 主要な都市計画の決定の方針

d) 歩行者等の人にやさしい交通環境の充実

高齢者をはじめとする全ての人が冬期でも歩きやすい道路環境の形成を推進するとともに、歩いて楽しい歩行者空間の形成に努める。

e) 公共交通機能の充実

各地域が機能的に相互連携するため、区域内それぞれの市街地や主要な生活拠点とを結ぶ公共交通ネットワークの形成を図るとともに、高齢者等をはじめ誰もが安心して利用できる利便性の高い交通環境の実現を図る。

また、JR 横手駅及び JR 十文字駅は、交通結節点としての機能向上を図る。

3. 主要な都市計画の決定の方針

② 主要な施設の配置の方針

a) 道路

広域都市圏内外との活発な交流・連携を促進し、市街地の一体性や拠点間の連絡性等を向上させるため、自動車専用道路や主要幹線道路、都市幹線道路等の配置の方針を次のとおりとする。

道路種別	配置の方針
①自動車専用道路	<p>秋田自動車道と湯沢横手道路を自動車専用道路として配置し、雄物川流域圏内や秋田周辺広域都市圏、岩手県、山形県等との活発な交流・連携を促進する。また、自動車専用道路の更なる有効活用や、地域生活の充実、地域経済の活性化を推進するため、スマート IC の設置について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋田自動車道 ・湯沢横手道路
②主要幹線道路	<p>広域都市圏内外との活発な交流・連携の基盤となる、主要幹線道路を次のとおり配置する。</p> <p>①広域的な主要幹線道路</p> <p>国道 13 号を大曲広域都市圏や湯沢広域都市圏等との広域交流・連携を実現する南北軸として配置するとともに、国道 107 号を岩手県、本荘広域都市圏とを結ぶ東西軸として、国道 342 号を岩手県、宮城県とを連絡する東南軸に位置づけ、交通処理機能の強化を図り、広域都市圏内外の交通の円滑化を図る。</p> <p>また、(都) 堤安田線は、横手 I.C と横手市街地及び国道 13 号・国道 107 号とを連結する広域的な主要幹線道路として配置し、広域交通処理の円滑化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道 13 号 ((都) 杉沢八王寺線、(都) 堤安田線含む) ・国道 107 号 ・国道 342 号 ((都) 新水沢線、(都) 八木線含む) <p>②地域的な主要幹線道路</p> <p>本区域内各市街地の連携機能を強化するための次の主要幹線道路を配置し、利便性の高い都市圏内交通の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(主) 横手大森大内線 ・(一) 野崎十文字線 ・(主) 大曲大森羽後線 ・(主) 湯沢雄物川大曲線
③都市幹線道路	<p>市街地の一体性を強化し、利便性の高い生活環境や産業等の活発な都市活動を促進する次の路線を都市幹線道路として配置し、交通機能の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都) 横手環状線 ・(都) 横手駅東線 ・(都) 横手駅西線 ・(都) 横手中央線 ((一) 御所野安田線) ・(一) 金沢吉田柳田線 ・(一) 耳取後三年停車場線 ・(主) 大曲横手線 ・(主) 横手東由利線 ・(都) 東町線 ・(都) 古本町線 ・(都) 南町線 ・(一) 浅舞醍醐線 ・(都) 十文字増田線 ・(都) 本町仁井田線 ・(都) 十三合線 ・(都) 腕越線 ・(都) 本町通線 ・(都) 北浦線 ・(都) 十文字駅前通線 ・(主) 十文字羽後鳥海線 ・(都) 平和通線 ・(都) 本通線 ((一) 川連増田平鹿線)
④駅前広場等	<p>広域的な交通結節点であり、“横手市の顔”としての役割を担う JR 横手駅周辺の魅力と活力向上に向け、既存の駅東口駅前広場を機能的に改善するとともに、市街化が進み、都市拠点が集積しつつある駅西側に、新たな交流拠点として駅前広場を配置し、三枚橋地区土地区画整理事業と併せ整備・推進を図る。さらに、JR 横手駅東西間の連絡機能強化に向け、駅東西の駅前広場を連絡する東西自由通路の整備を推進する。</p> <p>また、JR 十文字駅の交通結節点としての機能強化を図るため、十文字駅西口に駅前広場を配置する。</p>

3. 主要な都市計画の決定の方針

b) その他の施設

その他施設	配置の方針
・トラックターミナル	横手市街地北側の杉沢地区では、国道13号沿道の交通利便性を活かしたトラックターミナルが整備されており、機能的な物流結節機能を担っていることから、今後もトラックの発着場や荷物積換え・荷捌き機能等の物流結節機能の維持に努める。

3. 主要な都市計画の決定の方針

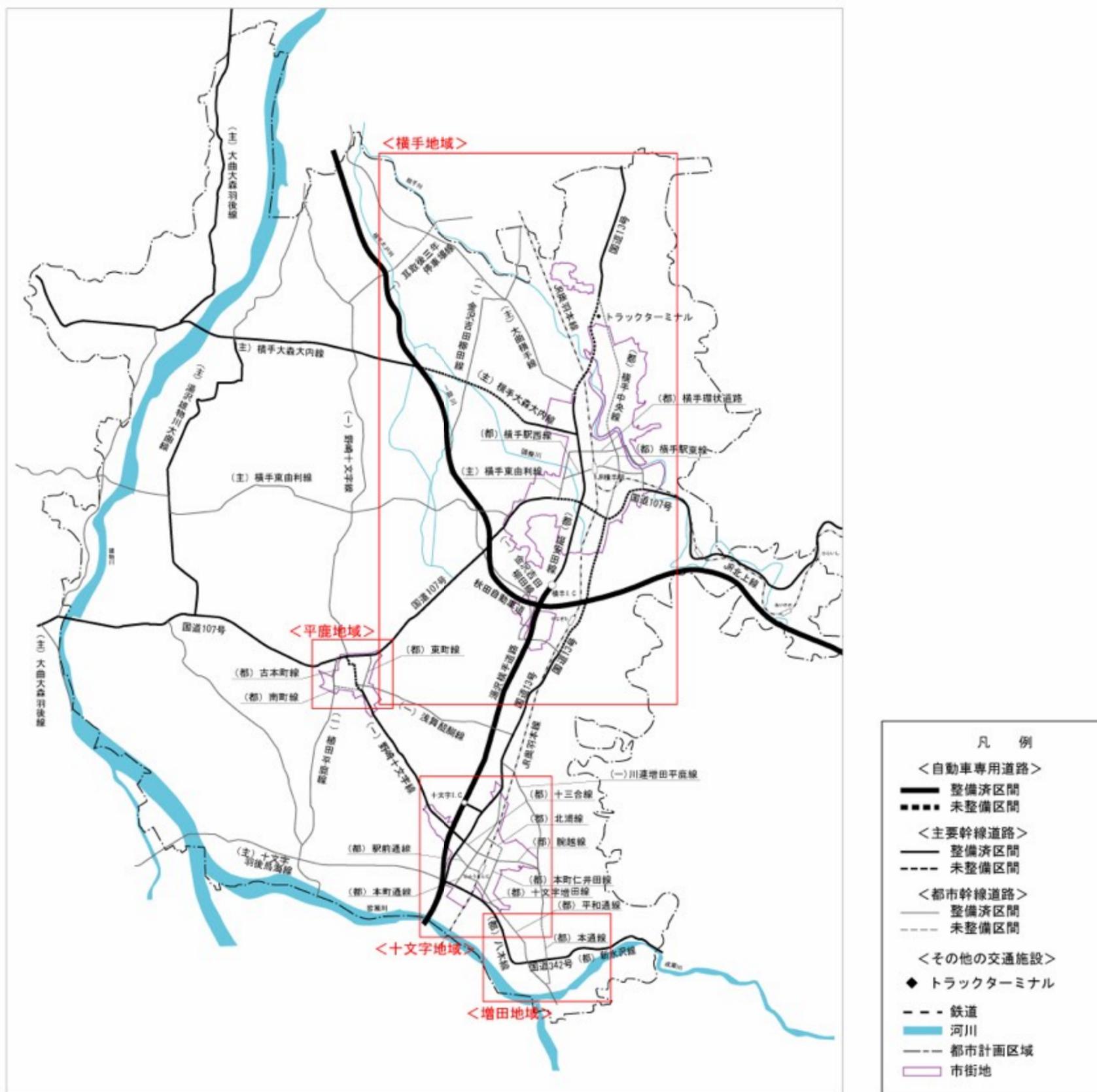
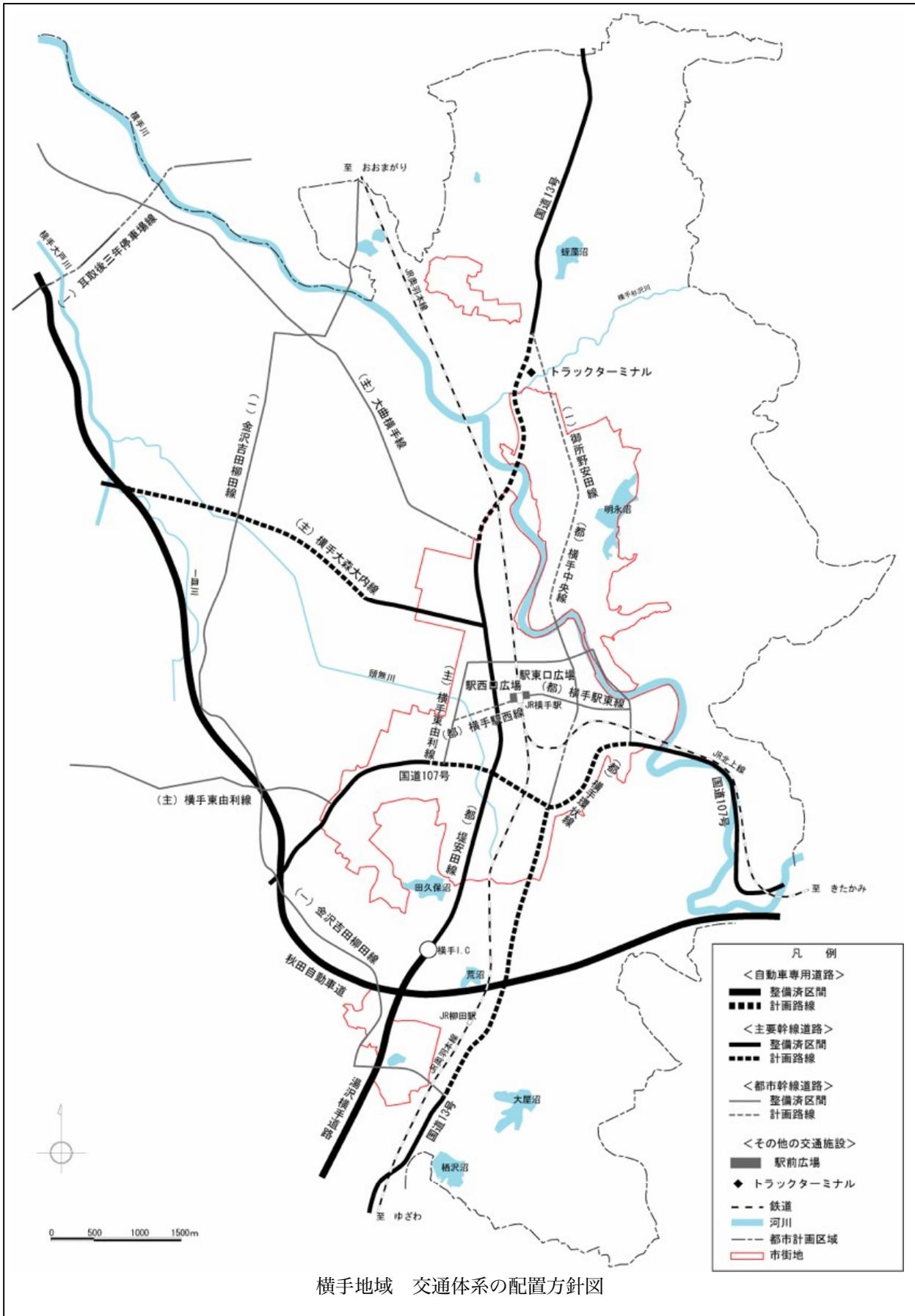


図 交通体系の配置方針図

3. 主要な都市計画の決定の方針



3. 主要な都市計画の決定の方針



3. 主要な都市計画の決定の方針



図 平鹿地域 交通体系の配置方針図

3. 主要な都市計画の決定の方針

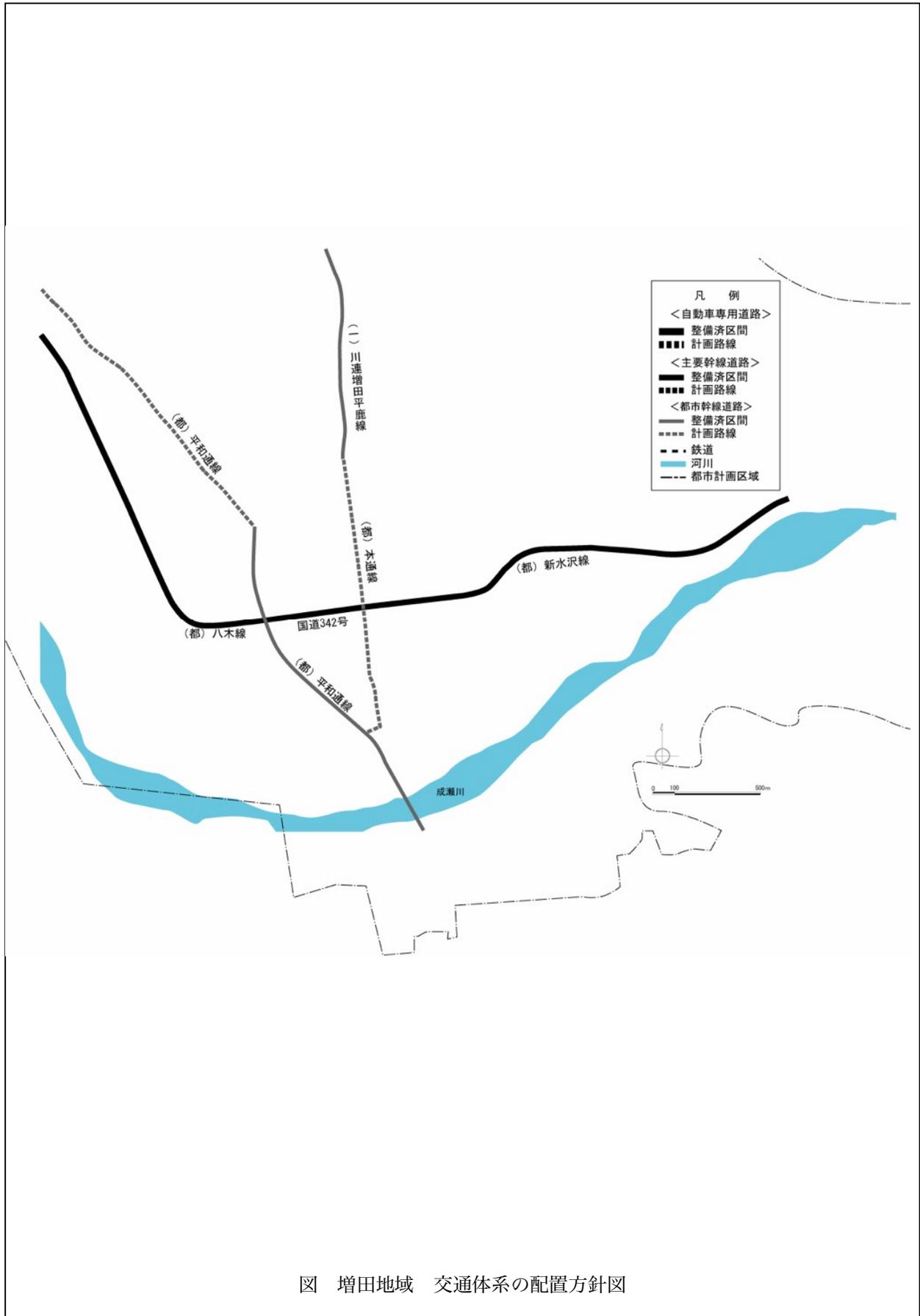


図 増田地域 交通体系の配置方針図

3. 主要な都市計画の決定の方針

2) 下水道及び河川における都市計画の決定の方針

①基本方針

a) 下水道

下水道は、汚水の排除とそれによる生活環境の改善、さらに、公共用水域の水質保全と健全な水循環の回復、良好な水環境の創造等を目的とした都市施設である。

本区域では、秋田湾・雄物川流域関連公共下水道として、横手地域、平鹿地域、十文字地域、増田地域、雄物川地域、及び大雄地域で事業が推進されており、山内地域では、単独公共下水道として事業が推進されている。しかし、生活排水処理施設普及率はいずれも県内平均を下回っている状況にある。

また、本区域の水質保全は、雄物川上流域の主要都市として、大曲広域都市圏や秋田周辺広域都市圏等の下流域に対して大きな役割を担っている。

このことから下水道は、市街地部の現状及び将来の市街化の動向、農村地域の集落配置等、各地区の状況や将来の土地利用に対応しながら整備を推進する。

b) 河川

都市部における河川は、治水機能、都市環境機能、防災機能の各機能を有し、重要な役割を果たしている。

本区域では、一級河川雄物川が横手盆地の西端を流れ、一級河川雄物川水系の皆瀬川、横手川をはじめとする多くの河川が一級河川として指定されている。

この中で、横手地域の市街地を流れる横手川は、昭和 62 年から横手川ふるさとの川モデル事業^{注28)}により、治水安全度の向上とともに、恵まれた自然景観と環境の保全、美しい水辺空間の創出が図られており、また、平成 11 年に、横手川上流の山内地域に大松川ダムが完成し、横手川沿川の洪水被害の軽減や、農業用水の補給等が図られている。

皆瀬川では、河川改修が進み、治水安全性の向上が図られている上、上流の東成瀬村の成瀬川では、洪水被害の軽減や農業用水の補給等、河川の機能向上に向けた成瀬ダムの建設が進められている。また、皆瀬川の河川敷はグラウンド等の整備が図られ、地域住民のスポーツ・レクリエーションの場として活用されている。

このような本区域の現状を踏まえ、河川整備にあたっては、自然環境を保全しつつ、河川の持つ治水機能、都市環境機能、防災機能の向上に向け、まちづくりと一体となって整備を図る。

注28) ふるさとの川モデル事業とは、河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的として行われる河川改修事業

3. 主要な都市計画の決定の方針

②主要な施設の配置の方針

a) 下水道

公共下水道は、商業・業務集積地をはじめとする市街地で供用されているが、既成市街地の中で整備が遅れている地区を中心に整備を推進するとともに、今後は市街地縁辺部の都市的土地利用の進捗等に対応しつつ、排水区域の拡大を図り、生活環境の改善や公共用水域の水質保全に努める。

また、終末処理場は引き続き福柳地区に配置し、河川の水質浄化や良好な都市環境の形成を推進する。

b) 河川

横手盆地の西端を南北に雄物川が、横手市街地を貫流して横手川が、南部の市域界に沿った形で皆瀬川等が流れている。これらは、治水機能、都市環境機能、防災機能の役割を担う河川である。

横手川は、ふるさとの川モデル事業の計画に基づき、市民のシンボルとしてふさわしい親水護岸が整備されたことから、親しみやすい親水空間としての保全を図り、横手川を中心とする水と緑のネットワーク形成を図る。

また、皆瀬川は、地域住民に親しまれている河川であることから、地域住民の生活と密着した親水空間としての整備・保全を推進する。

3. 主要な都市計画の決定の方針

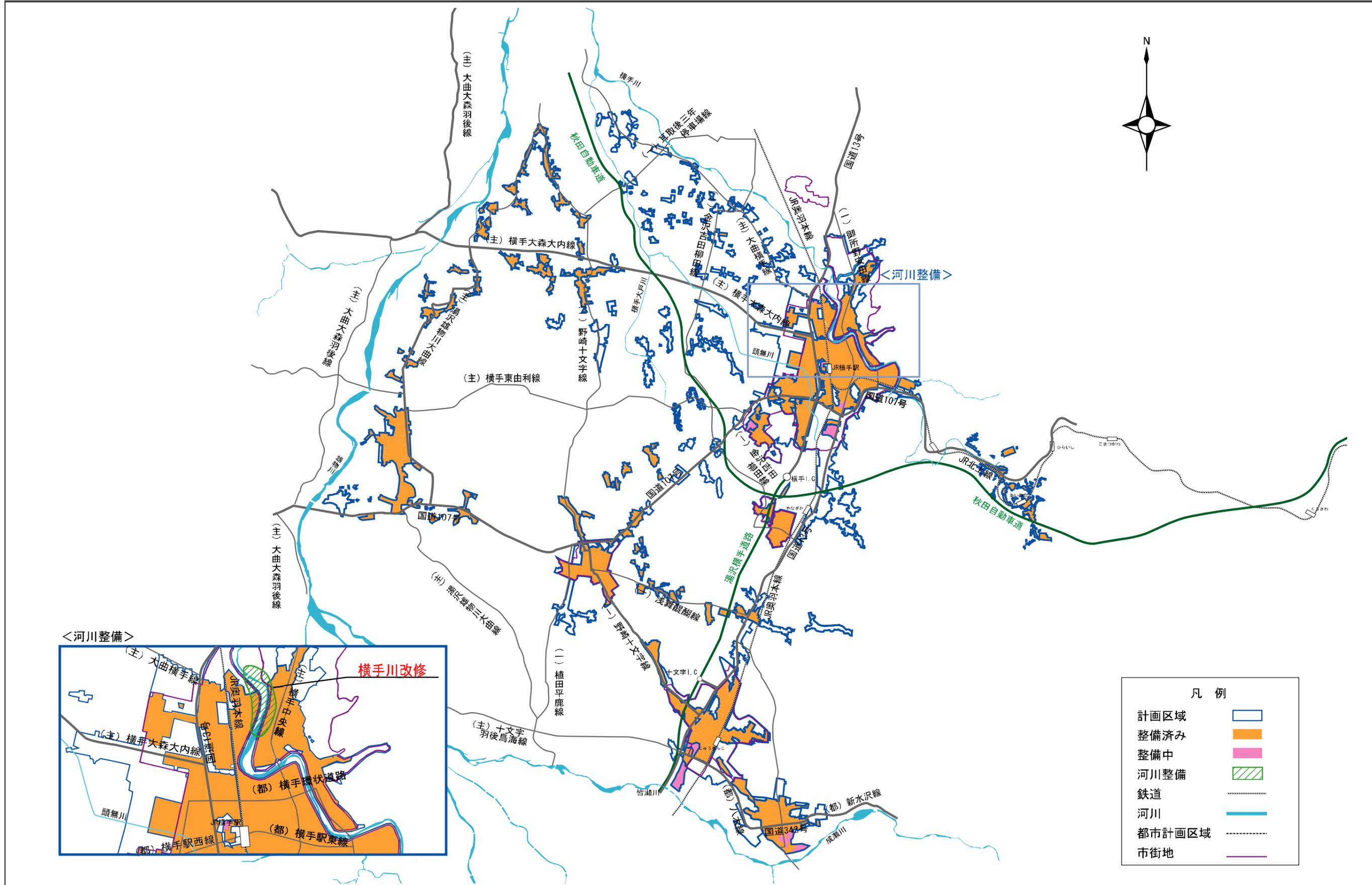


図 下水道及び河川配置方針図

3. 主要な都市計画の決定の方針

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

横手地域の市街地は、主に戦後の土地区画整理事業等により、JR 横手駅東側の地域に形成されてきた。その後、既成市街地と連坦する形で、市街地が商業機能を中心に国道 13 号沿いに南北につながるとともに、国道 107 号沿いに西部方向にも伸びている。また、市街地西端の一ノ口地区に業務機能や公共公益機能が集積され、更には市街地南端の横手 I.C 周辺に公益サービス機能や広域商業サービス機能が集積されている。

中心市街地では空洞化が進行していることから、JR 横手駅東側地区において、平鹿総合病院の移転跡地を活用した市街地再開発事業を推進し、都市交流機能集積拠点としての中心市街地の魅力と活力の向上、及び高齢者が冬期でも安心して暮らせる居住機能の創出を図る。

また、JR 横手駅西側の三枚橋地区では、土地区画整理事業により、居住環境整備を推進するとともに、中心市街地に隣接した横手市の新しい顔づくりとして広域的な交通の拠点となる、駅西広場や(都) 駅西線を一体的に整備する。

さらに、三枚橋地区西側の駅西地区では土地区画整理事業により、(都) 横手環状線や(都) 駅西線、地区内の公共施設を一体的に整備するとともに、利便性の高い快適な居住環境の整備を推進する。

加えて、今後の市街地整備においては、機能的にまとまりのあるコンパクトな市街地の形成に配慮しつつ、既成市街地における居住環境の整備等に対応するため、必要に応じて市街地開発事業の適用を検討し、面的整備事業等による公共公益施設との一体的な都市基盤整備を推進し、安全で快適な、魅力ある市街地の形成を図る。

3. 主要な都市計画の決定の方針

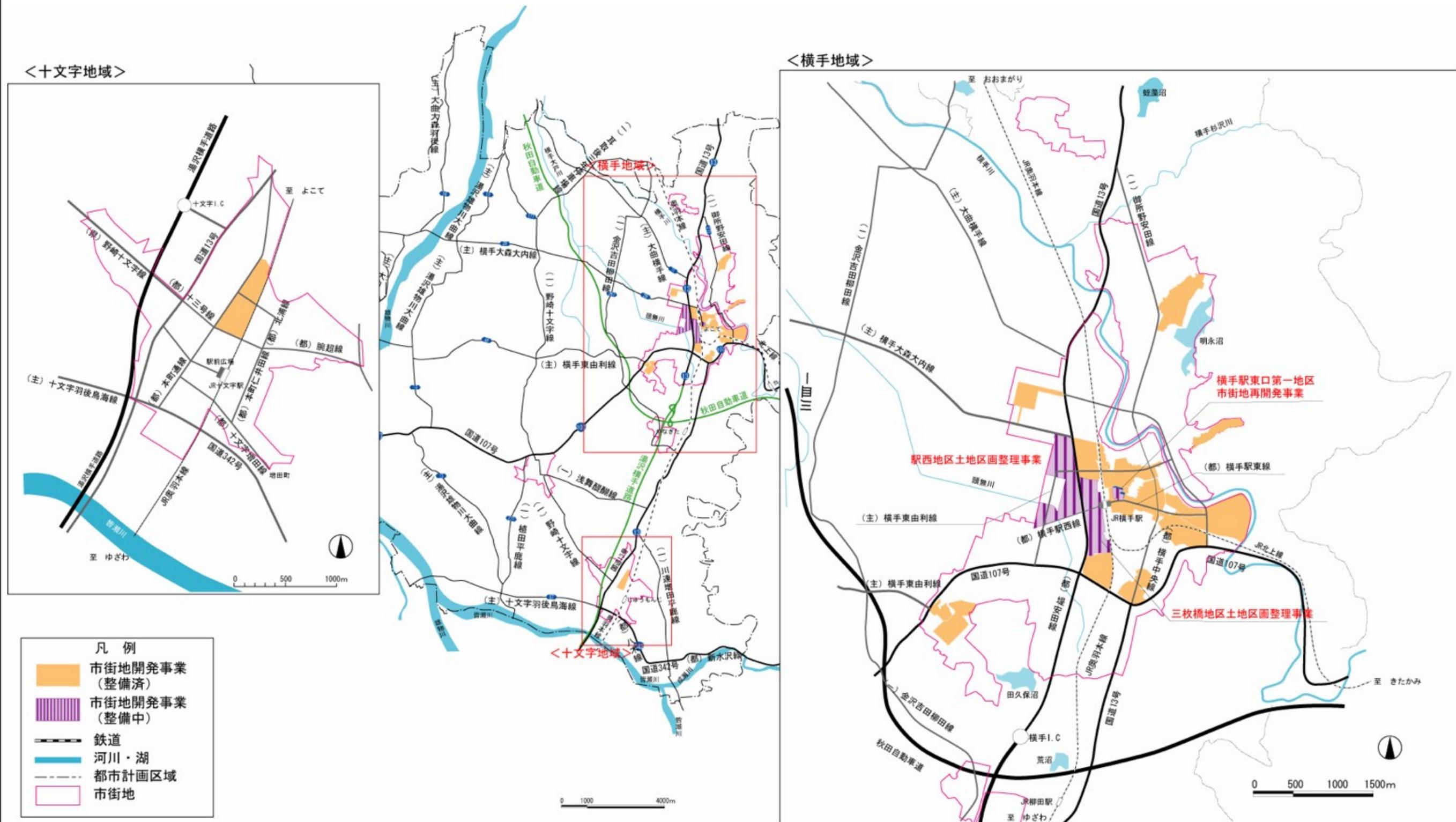


図 主要な市街地開発事業の配置方針図

3. 主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域の緑の特性は、東側の奥羽山脈と、西側の出羽丘陵等の山々に囲まれた広大な田園地帯の中に、雄大に流れる雄物川、白鳥が飛来する皆瀬川、市街地を貫流して生活に潤いと安らぎを与える横手川等による「山と川のある景観」に代表される。

また、市街地を潤し、貴重な生態系^{注30)}を形成する琵琶沼等湧水池や、自然と調和した安らぎの場となっている鶴ヶ池公園、自然とのふれあいの場として活用されている桜づつみ公園等は、潤いある自然緑地として維持・保全が望まれている。

横手の歴史や文化が感じられ、「山と川のある景観」の代表的都市景観を形成している横手公園周辺や、あやめ祭りが開催される浅舞公園、自然環境を生かした真人公園や梨木公園、カヌー等自然体験で親しまれている雄物川河川公園や、白鳥等が飛来する皆瀬川河川敷、かやぶき民家の移築等地域の資源を生かした中央公園、桜の名所として名高い大森公園等は、祭りやイベント会場としても活用されており、観光・レクリエーション緑地として親しまれている。

赤坂総合公園内には秋田ふるさと村が開設され、広域的観光文化交流拠点を形成するとともに、その周辺はスポーツ・レクリエーションの場として、十五野公園や大森公園、十文字I.C西側スポーツ施設等とともに多くの人々に利用されている。

また、後三年の役に代表される歴史に名高い史跡等も多く残されている。

このような自然環境の現状や課題を踏まえ、自然環境の整備又は保全に関する基本方針を次のとおりとする。

①都市の骨格となる緑地の保全・整備

本区域東西の緑豊かな丘陵地、豊かに広がる田園地帯を雄大に流れる雄物川や皆瀬川、横手地域の市街地を貫流する清流横手川が、本区域の自然特性である「山と川のある景観」を形づくっているものであり、これらを都市の骨格となる緑地として位置づけ、保全・整備を図る。

なお、雄物川、皆瀬川及び横手川については、環境保全や景観構成、レクリエーション系統の多様な機能を有する緑地として保全・整備し、水と緑のネットワークの形成を図る。

さらに、これらの身近な自然環境は、土砂崩れの防止や洪水被害の軽減、緊急時の避難場所等として、都市防災の骨格としての役割を担うことから、本区域の都市防災の骨格となる緑地としても保全・整備を図る。

また、市街地を取り囲む緑豊かな森林地帯、貴重で多様な生態系を形成する湧水池やその周辺の水路、また各地域に配された拠点的都市公園等は、環境保全や景観構成、防災機能としての重要な役割を担っていることから、本区域の骨格となる緑地として保全・整備を図る。

注30) 生態系とは、自然界のある地域に住む全ての生物群集と、それらの生活に関与する環境要因とを一体として見たものであり、自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別される。

3. 主要な都市計画の決定の方針

②観光・レクリエーション空間としての緑地の維持・整備

文化・交流拠点としての秋田ふるさと村を有し、広域的スポーツ・レクリエーション活動の場でもある赤坂総合公園、桜祭りやかまくら祭り等で賑わう横手公園、あやめ祭りで親しまれている浅舞公園、スポーツ・レクリエーション活動で活用されている十五野公園、梨木公園、真人公園、中央公園及び大森公園、水と親しみふれあう皆瀬川河川敷、雄物川河川公園、横手川親水護岸、鶴ヶ池公園及び桜づつみ公園は、区域や周辺地域の人たちに親しまれる観光・レクリエーション空間に位置づけ、緑地の維持と整備を図る。

③歴史文化としての緑地の保全・整備

桜祭りやかまくら祭り等、横手の歴史・文化を感じることのできる横手公園や、大鳥公園、金沢公園、及び沼の柵本城跡等を中心とする後三年の役古戦場跡や史跡等は、緑豊かな歴史文化資源として親しまれていることから、その貴重な個性を継承するため歴史文化としての緑地の保全・活用を図る。

3. 主要な都市計画の決定の方針

2) 主要な緑地の配置の方針

主要な緑地の配置については、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統、都市景観要素としての機能に着目した景観構成系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災機能に着目した防災系統及び歴史文化系統の5つの系統を次のように配置する。

緑地の系統	地区名	緑地等の配置方針、概要等
ア. 環境保全系統の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・東西丘陵地 ・水辺の軸 (雄物川・皆瀬川・横手川等) ・水辺の交流拠点 (鶴ヶ池公園・皆瀬川河川敷・雄物川河川公園・横手川親水護岸・桜つつみ公園・琵琶沼等) ・前郷墓園 	<p>奥羽山脈や出羽丘陵からなる豊かな森林地帯である東西の丘陵地と、田園地帯や市街地を貫流する一級河川雄物川水系の河川(雄物川・皆瀬川・横手川等)は、地域に潤いと安らぎを与える優れた自然環境機能を有していることから、都市の骨格となる環境保全系統の緑地として位置づけ、保全・整備を図る。</p> <p>また、貴重な生態系を維持し、地域の生活環境に潤いを与えている平鹿地域の琵琶沼等の湧水池をはじめ、鶴ヶ池公園・皆瀬川河川敷・雄物川河川公園・横手川親水護岸・桜つつみ公園等は、清らかな水とふれあう交流拠点に位置づけ、環境保全系統の緑地として保全・整備を図る。</p> <p>さらに、前郷墓園内の緑地は、市街地に隣接した身近な緑地としての機能を有していることから、環境保全系統の緑地に位置づけ、保全・整備を図る。</p>
イ. 景観構成系統の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・東西丘陵地斜面緑地 ・城付風致地区 ・愛宕山風致地区 ・水辺の軸 (雄物川・皆瀬川・横手川等) 	<p>区域の景観特性である「山と川のある景観」を形づくっている東西の緑豊かな丘陵地の斜面緑地や、雄物川、皆瀬川、横手川は、地域のシンボリック景観として親しまれていることから景観構成系統の緑地として位置づけ、景観構成に配慮しながら保全・整備を図る。</p> <p>城付風致地区及び愛宕山風致地区一帯の風致地区は、横手川の背景として古くから「山と川のある景観」の象徴として存在していたことから、景観構成系統の緑地に位置づけ、維持・保全する。</p>
ウ. レクリエーション系統の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・横手公園 ・赤坂総合公園 ・浅舞公園 ・十五野公園 ・梨木公園 ・真人公園 ・中央公園 ・大森公園 ・横手川親水護岸 ・皆瀬川河川敷 ・雄物川河川公園 ・その他地区公園等 	<p>活発な交流・連携の核となる横手公園、広域都市圏内の多彩な余暇活動を実現する赤坂総合公園及び四季折々の行事が行われる真人公園や浅舞公園、地域資源を生かしたレクリエーション拠点となっている中央公園をレクリエーション系統の緑地として位置づけ、維持・整備を図る。</p> <p>また、地域住民の快適な余暇活動の実現に向け、十五野公園、梨木公園、大森公園、その他地区公園等をレクリエーション系統の緑地として位置づけ、保全・整備を図る。</p> <p>さらに、親水護岸が整備された横手川や、水辺のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっている皆瀬川河川敷及び雄物川河川公園をレクリエーション系統の緑地として位置づけ、整備の推進を図る。</p>
エ. 防災系統の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・横手公園 ・赤坂総合公園 ・都市公園等 	<p>横手公園と赤坂総合公園及び各地域の都市公園を防災系統の緑地に位置づけ、保全・整備を図る。</p>
オ. 歴史文化系統の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・横手公園 ・金沢公園、平安の風わたる公園とその周辺 ・大鳥公園と国指定史跡大鳥井山遺跡 ・沼の柵本城跡周辺 	<p>横手城址にある横手公園と、金沢公園周辺、大鳥公園と大鳥井山遺跡、及び沼の柵本城跡周辺を中心とする後三年の役古戦場や史跡などは、歴史に名高く、横手市の誇れる歴史を感じさせる地区であることから、歴史文化系統の緑地として位置づけ、保全する。</p>

3. 主要な都市計画の決定の方針



環境保全系統	丘陵地
	水辺の軸 水辺の交流拠点
景観構成系統	景観（斜面緑地）
	風致地区
	水辺の軸
レクリエーション系統	レクリエーション
防災系統	防災
歴史文化系統	歴史文化

図 自然環境の配置方針図

3. 主要な都市計画の決定の方針

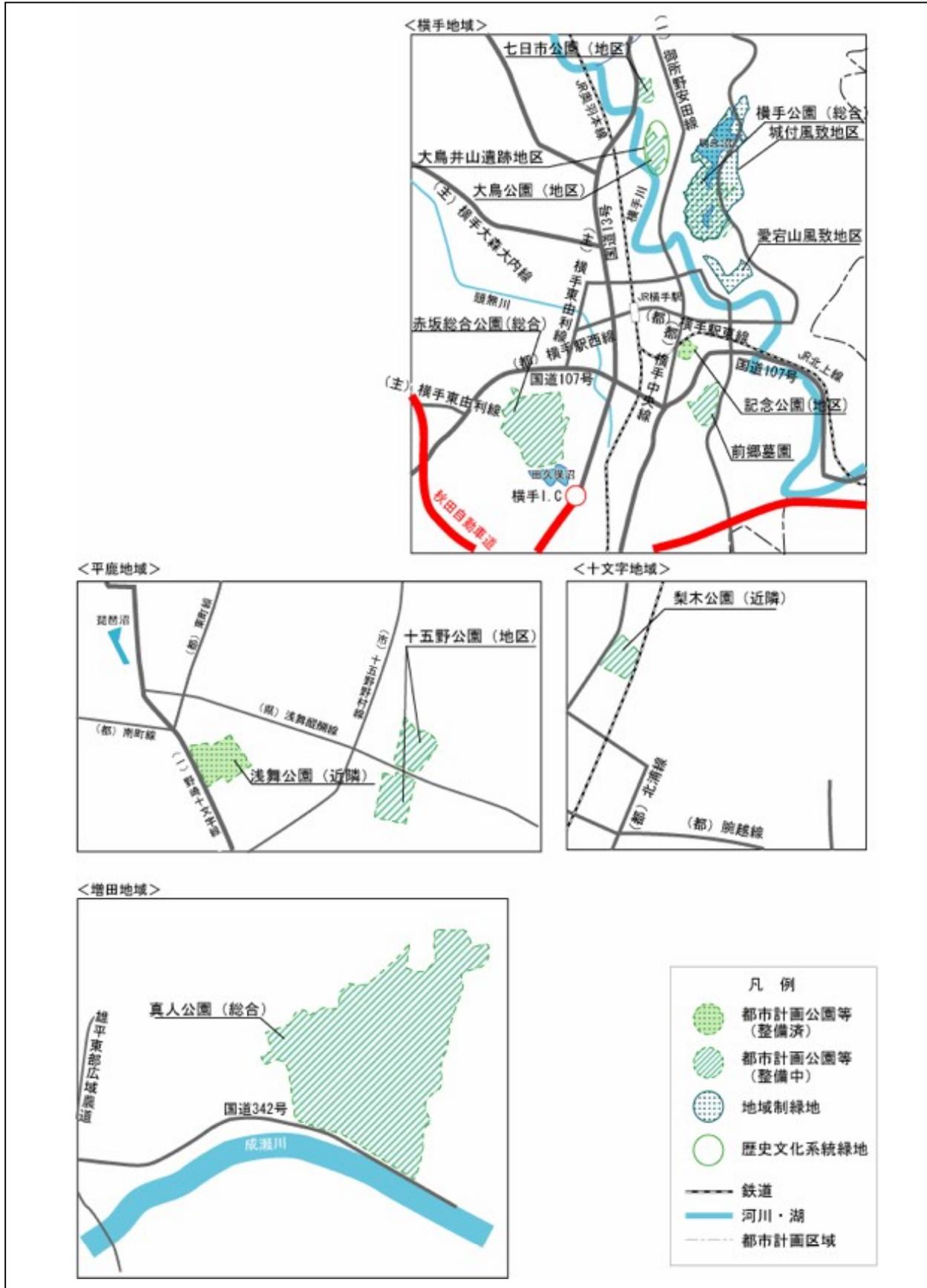


図 自然環境の整備又は保全の方針図



発行・編集

平成23年3月

秋田県建設交通部都市計画課（都市計画班）

TEL 018-860-2445

FAX 018-860-3845

E-mail toshi-01@mail2.pref.akita.jp

URL <http://www.pref.akita.jp/tosi/index.html>